

大分市総合計画 検討委員会 第3回 環境部会 議事録

◆ 日 時 平成27年10月27日(火) 9:00～10:20

◆ 場 所 大分市役所 本庁舎8階 大会議室

◆ 出席者

【委員】

安田 幸夫 部会長、桑野 恭子 副部会長、池永 麻里 委員、北川内 眞也 委員、国宗 浩 委員、村谷 恭次 委員（計6名）

【事務局】

企画課 主任 黒川 昇平、市長室 主任 新井 徹（計2名）

【プロジェクトチーム】

下水道施設課 参事補 三重野 辰巳、環境対策課 主査 佐藤 文教
清掃管理課 主査 工藤 博士（計3名）

【オブザーバー】

環境対策課 課長 伊藤 茂、環境対策課 参事 若杉 明弘、環境対策課 参事補 後藤 賢二、
環境対策課 主査 野崎 修、環境対策課 主査 牧 俊孝、環境対策課 参事補 大石 隆士、清掃
施設課 参事 佐藤信久、清掃業務課 参事 後藤 準司、産業廃棄物対策課 参事補 長尾 幸徳、
衛生課 課長小原 重光、衛生課 参事 佐藤 亨、衛生課 参事 荒川 和洋、衛生課 主査 津野
健一郎

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1)「地方創生に関する市民意識調査」の報告等について
- (2)第2回環境部会でいただいたご意見等に対する回答について
- (3)素案について

「第2章 快適な生活環境の確立」

- ①「第2節 清潔で安全な生活環境の確立」について
- ②「第3節 公害の未然防止と環境保全」について
- (4)その他(次回の日程等)

<第3回 環境部会>

事務局

おはようございます。本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、大分市総合計画検討委員会 第3回環境部会を開催いたします。なお、本日、2名の委員さんから都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

本日の部会の内容ですが、お手元にお配りしております次第のとおり、初めに、総合戦略に関する「地方創生に関する市民意識調査」の報告等についてご説明させていただいた後、前回の部会にて委員の皆様からいただいたご意見等に対し、市としての考え方についてご説明させていただき、その後、第2章第2節の「清潔で安全な生活環境の確立」及び第3節の「公害の未然防止と環境保全」につきまして、時間の制約はございますが、ご意見をいただければと思います。

それでは早速、議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、安田部会長さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

部会長

それでは、議事に従いまして進行をさせていただきます。

まず議事1、総合戦略について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

地方創生に関する市民意識調査の報告等についてご説明させていただきます。

よろしく願います。座って説明をさせていただきます。

本日、冊子を皆様のお手元にお配りしております。ありますでしょうか。現在、総合戦略を策定しておりますが、6月から8月にかけて、アンケート調査を実施いたしました。調査結果が出ましたので、ご報告、ご説明をさせていただきたいと思います。説明に当たりましては、量がかなり多いということもございまして、本部会に関係しております環境に関する内容を中心に説明させていただきたいと思います。

それでは、最初に22ページをご覧ください。

22ページに、「住まいの満足度」を聞いております。7割を超える方が「満足」「どちらかといえば満足」という回答で、住まいに関しては多くの方が満足しているという結果が出ております。

満足している方は、どういう理由で満足なのか、不満に思っている方は、どういう理由で不満なのかということもあわせて聞いております。「満足」に関する理由は23ページから26ページ、「住み続けたくない」「不満だ」という理由は27ページから30ページに掲載しております。23ページをご覧ください。この中で、大分市民の回答では、3番目を見ていただきますと「自然環境がよい」という理由が40%ありまして、やはり大分は自然環境が素晴らしいこと、また、市外の転入者の回答では、「自然環境がよい」という理由が、1番多い回答結果となっております。

続きまして、27ページをご覧ください。ここでは、「大分市外に転居したい」という方に対してその理由を聞いておりますが、この中で、特に上位というほどではないものの、4番目の理由として「自然環境がよくない」があり、大分市からの転出者へのアンケート

結果では、4番目の理由として約30%の方が「自然環境がよくない」という回答をしております。

続きまして、54ページをご覧ください。ここでは、「現在住んでいる地域が、将来、住みやすい地域になると思うか」ということを聞いております。その中で、4割を超える方が「住みにくくなる」「どちらかといえば住みにくくなる」と回答しているのですが、今度はその方々に対して、「住みやすい地域であり続けるためには、何が必要ですか」ということを聞いております。その結果を55ページ下段の表に一覧表の形で掲載しております。「環境保全・美化」は上位には来ておらず、下から4番目という結果になっております。

以上でアンケート調査の結果の説明は終わらせていただきたいと思います。冊子につきましては、後ほどご一読いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、このアンケート結果を踏まえて、地方創生の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、もう1点、報告がございます。総合戦略に関してですが、総合戦略、冊子を、以前お配りしていると思います。「大分市総合戦略（素案）」、右肩に「2015.9.28」と記載があるものです。現在、議論をしていただいております「総合計画（素案）」の中から、人口減少の克服や地方創生に直接つながる施策を抽出したものが、総合戦略になります。先般ご説明させていただきましたが、基本的な考え方は変わっておりません。ただ、今こういう形で様々な部会を開催している中、ある部会から総合戦略の取組内容をもう少し掘り下げて記載してはどうかというご意見が出ました。現在、総合戦略に関する文書表現を一部検討しており、その結果、総合戦略の文章が一部総合計画と異なるところが出てくることが考えられます。当然、著しく変わるとか、そういうことはございません。取組内容は全く変わりませんので、その旨ご理解いただきたいと思います。

ただ、現在、その総合戦略に記載していないものを新たに記載するとか、そういう場合につきましては、できるだけ早いタイミングで、委員の皆様にご説明して、ご議論していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

部会長 ありがとうございます。ご意見等がございましたらお願いします。

委員一同 (なしの声)

部会長 ご質問等がないようですので、議事2(2)第2回部会でいただいたご意見等に対する回答について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、前回の部会において、委員の皆様からいただいたご意見について、市としての考え方が整理された事項について説明させていただきます。

お手元に配付いたしましたA4横の「大分市総合計画検討委員会 環境部会での意見・内容及び意見に対する市の考え方等」の第1章「豊かな自然の保全と緑の創造」をご覧ください。

こちらの章につきましては、当日、7つのご意見等をいただいたところでございます。そして、1番、3番、4番のご質問につきましては、内容を踏まえて、素案に修正案という形で修正いたしましたので、これはまた別紙で別途ご説明いたします。

続きまして、2番の「緑を増やすだけでなく、維持管理経費も鑑みて、どこまで緑を増やしていくのか」また、6番の「緑の維持管理経費抑制の観点から、自治会等に管理をお願いする反面、その講習等をすることによって、維持管理経費を抑制できないか」という意見、また、7番の「緑を増やして終わりではなく、その手入れとか、その後のことも含めて考えるべきであり、そういったことは市民に周知すべきではないか」という意見等につきましては、貴重なご意見と受けとめ、最終提言に盛りみたいと考えております。

加えて、5番の「本来目標にすべきなのはアライグマの頭数であって、これを32年度末までの完全排除を目指すのであれば、目標として従事者登録者700人を挙げるのはいかがなものか」というご指摘をいただきました。検討しました結果、これは目標の指標から削除する方向でいきたいと考えております。

続きまして、3ページ目になりますが、次節の「廃棄物の適正処理について」でございます。こちらにつきましても、1番と2番のご意見と、続きまして次のページ、4ページ、5ページのご意見につきましては、素案に具体的に修正しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

加えまして、3番目の桑野委員さんのご意見でございました「リフューズ」、通常の3Rに大分市の場合「リフューズ」というもう一つのRをつけております。こういうものは、如何に市民に理解してもらうかということが大変重要になるという考えや、6番の資源物の分別、特に紙類の分別につきましては、さらなる強化が必要ではないかという点、そして、7番のご指摘、高齢者、障がい者をはじめとした、いわゆる社会的弱者に向けた新しい個別収集などの収集体制を考えるべきではないかという点、そして、8番のリフューズにつきまして、事業所側から消費者への啓発、働きかけという逆の視点も必要ではないかということにつきましては、提言書に盛り込むように、今後調整していきたいと考えております。

具体的に素案の修正したものは、今から別途ご説明いたします。

事務局

それでは、第6部、第1章、第1節の変わった部分を説明したいと思っております。A4縦カラムの資料をご覧ください。

まず、主な取り組みの自然の保全の取組について、前回の検討委員会で説明したとおり、「アライグマやセアカゴケグモ等の特定外来生物については、適切かつ効果的な防除を行います」という表現に変更しております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。緑の創出の取組について、1行目「都市公園、道路、河川、学校などの公共公益施設や民有地内の緑地空間の拡充及び適切な管理などにより、市街地内の緑地空間の確保を図ります」と変更しております。

続きまして、自然保護意識の醸成の取組について、前回意見がございましたように、「環境教育等」から「等」を取りまして、「環境教育副読本やまちづくり出張教室等を活用し、環境教育・環境学習の充実を図ります」と変更しております。

続きまして、下の目標設定の部分です。先ほど説明しましたとおり、「アライグマの捕

獲従事者登録数」については削除しております。

第1章「豊かな自然の保全と緑の創造」については以上です。

続きまして、第2章、第1節「廃棄物の適正処理」につきまして、修正を加えた分につきましての説明をさせていただきます。

カラーのグラフの絵のついた資料をご確認ください。動向と課題の部分につきまして、「大量生産」「大量廃棄」という言葉は一昔前のフレーズであり、そうした地球規模の話から本市における分別収集とつながるのは唐突感があるというご意見をいただきまして、また、第2回の事前質問の中で「資源物の回収量が減収傾向にあったため」という表現は、「資源物といえども廃棄物になるものを減少させたことはよいことだ」という意味と「資源物として回収できる可能性があったものを適正に回収できなかった」という意味の二通りの解釈ができるため、誤解を招かない表現にすべきというご意見をいただきました。そのため、動向と課題の部分につきましては、「近年は環境への負荷のない循環型社会の形成に向けた取組が社会全体で行われており、本市においては分別収集を中心にごみ減量に取り組んできました。しかしながら、家庭から排出されるごみの量は横ばいの状態が続いており、また「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の中には、リサイクル可能な資源物が多く含まれていることから、家庭ごみの減量とリサイクルを目的に、家庭ごみの有料化を実施しました」と変更しております。

資料もそれに伴いまして、グラフの一部、資料の一番下のグラフになりますが、「資源物排出量」から「資源物回収量」に表現を改めております。

次に「総合計画の中でフリーマーケットの活用を謳うのが適切であるか疑問がある。総合計画に謳い取り組むのであれば、もっと具体的に記載したほうがよいのではないか」というご意見をいただきました。資料はカラー刷りの2ページ目になりますが、当初、事務局からはエコライフプラザでフリーマーケットを主催して開催しており、また環境展においてはリユース会等の具体的な取組を踏まえて検討させていただくと回答しておりました。しかし、市主催の取り組みだけでなく、民間レベル、個人レベルでの自主的なリユースに関する取組も数多く行われておりますことから、社会全体で推進していくという姿勢を示すため、「フリーマーケット等さまざまな機会を通じ、再使用を促進します」という表現に修正したところでございます。

続きまして、「関連自治体との連携」に関して「広域連携と絡めた広域処理について市としての考え方は」というご質問につきましては、素案では由布市、臼杵市、竹田市の3市のみを記載しておりましたが、前回の会議時に回答した、連携中枢都市圏構想の会議において、他都市からごみ処理の広域化についての意見も出されたことも踏まえまして、ごみの広域処理については3市のみ限定せず、「ごみの広域処理を行うため、関連自治体と連携を図ります」という表現に修正しております。

続きまして、3ページ目ですが「おおいた優良産廃処理業者評価制度について、制度「等」という表現のほうがよいのではないか」というご指摘がございました。これを踏まえて「おおいた優良産廃処理業者登録制度等により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進します」という表現に修正しております。

修正した部分につきましては以上となります。部会長、お願いします。

部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご意見やご質問等あればお受けいたします。

委員 第1章の修正案の2ページ目の緑のネットワーク、修正を検討していただくことになっていましたが、修正されてないようです。多分修正していただいたと思いますので、口頭で結構ですので修正していただいた箇所を教えてくださいませんか。

事務局 申し訳ありません。修正を反映し忘れておりますので、口頭でご報告いたします。
緑のネットワークにつきましては、「緑を感じるまちづくりを推進する」という部分を「環境保全や防災機能、やすらぎや快適性を高める緑の持つ機能を複合的、効果的に発揮する取組のこと」と変更することにしております。今回、変更が漏れまして大変申し訳ありません。また次回、変更したものでお渡ししたいと思います。

部会長 ありがとうございます。ほかに何かご質問等あればお願いします。

委員 確認ですが、2ページの修正をしていただいたところ、「適切な管理などにより」の後に、「緑地空間の確保」とありますが、確保と保全はどう違うのですか。普通は「確保」ではなく「保全」という表現を使いませんか。前回は確保でしたか。

事務局 今いただきました質問ですが、現行計画では「確保」という表現になっております。確保と保全の意味合いの違いについては、次回の冒頭に報告させていただきたいと思えます。

委員 それは大丈夫です。ちょっと気になっただけですから。

部会長 よろしいですか、はい。
ありがとうございます。他にご質問等ありませんか。

委員一同 (なしの声)

部会長 それでは、ご質問等ないので、次へ進みたいです。
前回のご意見に対する取り扱いにつきましては、未回答の事項を除きまして、事務局による回答でご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なしの声)

部会長 それでは、次の(3)大分市総合計画(素案)の①清潔で安全な生活環境の確立につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 よろしく申し上げます。失礼ですが、座って説明させていただきます。
では、第2章、第2節「清潔で安全な生活環境の確立」について説明をさせていただきます

ます。大分市総合計画（素案）の120ページをお開きください。

第2節につきましては、市民の日常生活に係る安全を確保するため、現行の総合計画から引き続き、食品の安全確保、動物の愛護と管理、生活衛生施設等の衛生管理を主な柱として取り組みを進めることとしております。全体としては、大きな変更はしておりませんが、変わった点を中心に、近年の動向と課題、それに対する基本方針、主な取り組み、目標設定の順に説明をさせていただきます。

まず、動向と課題についてです。

私たちの日常生活において、特に身近な食につきまして、その安全性が注目される中、本市の学校給食でも発生しましたが、近年、食品への異物の混入が多発し、社会的な問題となっております。このことから、食に関する問題として、これまでも掲載をしておりますが、添加物、残留農薬、輸入食品の安全性に加えまして、異物混入という言葉を新たに掲載しております。

続きまして、ペットにかかわる問題としまして、近年、動物が飼い主の生活に潤いと喜びを与えてくれる存在となっている一方で、動物に対する虐待行為や動物取扱業者や飼い主による不適正な取り扱いにより、動物が苦しんだりする問題や鳴き声、においなどによって周辺に迷惑をかけてしまう問題が依然として数多く生じております。このような状況を受けまして、平成24年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が公布されまして、平成25年9月1日より施行されたところでございます。

この改正では、主に動物の所有者の責務として、動物が命を終えるまで適切に飼養する終生飼養が明記されたほか、動物取扱業者が動物を販売する際の現物確認や対面説明の義務化、犬猫等販売業者の幼齢な犬猫の販売規制や犬猫等健康安全計画の提出義務が追加されたところです。さらに、行政につきましては、東日本大震災によりペット等の動物も大きな被害を受けましたことから、都道府県が定める動物愛護管理推進計画に災害時の動物の適正な飼養に関する施策を盛り込むこととされました。

これらを踏まえまして、ペットの適正な飼養と管理につきまして、その責務を自覚していただくよう啓発することが必要となりますことから、この素案では文言を追加しております。なお、現行計画にあります生活騒音や近隣の悪臭につきましては、次の第3節に取り込むこととしましたので削除しております。以上が動向と課題でございます。

次に、基本方針について説明します。

基本方針につきましては、現行計画の文章の中で、住宅及びその周辺の環境を指すことが多い住環境という言葉を使用しておりましたが、この住環境に買い物や食事など、日常の生活圏を含めたより広い範囲について、市民が清潔で安全に暮らせる環境を創出するといった内容とするため、この説のタイトルとともに「住環境」を「生活環境」と変更しております。

続きまして、主な取り組みについてです。

まず、清潔な地域づくりについてですが、1項目の衛生害虫に係る取り組みにつきましては、現行計画に引き続きまして、その駆除に努めることとしております。

2項目の空き地の管理につきましては、雑草が繁茂するなど適正に管理されていない不良状態の空き地が放置されていることにより、害虫が発生し、市民の良好な生活環境に影響を及ぼすことについて掲載をしております。現行計画同様の取り組みではありますけども、

現行計画が「住宅地に散在する空き地」となっておりまして、わかりづらい表現となっておりますことから、説明を加えて変更しております。

次に、衛生的な生活環境の確保についてです。121ページをご覧ください。

まず（１）食品の安全の確保についてです。ここでは、食品関連施設の監視、事業者などへの衛生教育、検査体制の充実、情報の把握と提供について掲載をしており、動向と課題の説明にもありましたように、食に関する事件が後を絶たない状況にもありますことから、引き続き現行計画と同様の取り組みを行うこととしております。

続きまして（２）動物の愛護と管理に係る取り組みでございます。ここでは、動向と課題の説明にもありましたように、動物愛護が広く関心を集めている中、飼い主の責務としていまだ周知徹底が図られておらず、ペットの鳴き声やふんの苦情、殺処分などにつきましても後を絶たない状況にありますことから、引き続き啓発を行うとともに、適正飼養の推進に向けた取り組みの強化、動物由来感染症対策への取組の強化、動物取扱業者の責務の徹底に取り組むこととしております。

次に（３）生活衛生施設・水道等の衛生管理に係る取組でございますが、ここでは、生活衛生施設等の監視及び指導、施設管理者への情報提供及び啓発について掲載をしておりますが、これらの施設を衛生的に保ち、管理者意識の向上を図るためには、指導や啓発について継続して取り組むことが必要でありますことから、現行計画と同様としております。

次に3段目になりますが、墓地の適正配置でございます。この取組につきましては、引き続き現行計画と同様に、市民ニーズに対応する中で、民営墓地の適正配置や市営墓地の再整備を図ることとしております。

最後に、目標設定でございます。

目標設定につきましては、現行の計画にも、狂犬病予防注射率、大分市食品自主衛生管理優秀施設として認定された施設数の2指標を設定しておりますが、ともに現況値が目標を達成しておらず、将来的に見ても目標とするべきであると考えまして、引き続きこの素案におきましても同じ指標、同じ目標値としております。

以上で素案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、事前に委員さんより質問が幾つか提出されておりますので、ここでそれらについて回答したいと思います。

まず1点目、衛生害虫の駆除に努めるとあるが、市は具体的に何を実施しているのかとの質問でございますが、衛生害虫とは人の血を吸ったり、かんだり、刺したりする害虫であり、人や食品などに触れることで不潔にし、場合によっては感染症の病原体を運ぶなど、人間の衛生環境を悪化させるものをいい、代表的なものとしては、蚊やハエなどが挙げられます。毎年、市民からは100件程度、側溝等で発生しているとの相談を受けており、本市では連絡を受けた後、職員が現場に出向き薬剤を散布しております。特に、発生しやすい市内120カ所におきましては、定期的に職員が巡回し、水の流れ等に応じ、乳剤や固形剤を使い分けるなど適切に対応しております。また、衛生害虫が発生しやすい空き地におきましても、所有者に対し、早期に草刈り等を行うよう指導しております。

次に、2点目でございますが、犬の登録頭数や狂犬病予防など、犬については複数記載

しているが、猫に関して記載していない理由は何か。野良犬は全くと言ってよいほど見かけないが、野良猫はかなり多く感じる。実際、猫による実害はかなり多いと感じているとの質問でございます。

犬につきましては、狂犬病予防法の規定により、登録と狂犬病予防注射が義務づけられておりますが、本市の狂犬病予防接種率が全国平均を下回っておりますことから、具体的に記載をしております。一方、猫につきましては、犬のような法的規制がなく、飼い猫も含めて、本市におきましても、ふんなどに関する苦情、相談は増加傾向にあります。この傾向は全国的に見ても、近年都市部に見られる傾向でありますことから、ペットの適正飼養や動物愛護思想の普及に関する記載に含めております。

次に、3点目でございます。大分市食品自主衛生管理優秀施設認定制度の概要説明をお願いしたい。あわせて当該制度を事業者ではなく、施設数にした経緯等をご教示いただきたい。また、この制度では、対象事業者は食品営業許可を有していると思うが、当許可の基準、要件以上にハードルを上げた内容部分等について説明をいただきたいとの質問でございますが、これにつきましては、詳細な部分になりますので、担当課より説明させていただきます。

事務局

まず、この認定制度の概要ですけれども、食品営業者が自ら行う衛生管理について、一定の水準以上にあると認められる営業施設を市長が認定することにより、自主的な衛生管理を推進し、食品の安全及び市民の健康の確保を図ることを目的として平成22年4月からこの認定制度を設けております。

対象施設は、食品衛生法の規定により営業許可、これは34業種あるのですが、例えば飲食店営業、惣菜製造業、食肉処理業など34業種でございます。この営業許可を受けている市内の営業施設を対象としております。認定には、営業施設について市が定める認定基準に適合しているかの判断をしております。認定をしたところにつきましては、認定書と、それから施設に掲示をするための認定表示板というのをお渡ししております。また、市のホームページで公表をすることとしております。

これを受けることによる営業者のメリットですが、まずは施設の衛生水準が上がり、食中毒などの事故のリスクを軽減することができるということと、事業者のメリットの2点目としては、衛生管理の向上に積極的に取り組んで施設であるということアピールできる、こういったメリットが事業者側にはございます。

続いて、事業者数ではなく施設数としていること理由ですが、食品の営業許可は営業施設を対象としており、この認定制度においても、その施設での衛生管理についてでありますことから施設数にしております。ですから、同じ営業者で2施設別々に認定を受けているところもございます。

3点目の食品衛生法の許可の基準よりも、どの部分のハードルをより上げているかという点についてですが、食品衛生法に基づく営業許可を取得した施設の営業者は、食品衛生法に基づき市が条例で定めている管理運営基準を順守しなければならないこととなっており、認定制度では、この市の条例で定める管理運営基準よりも上の水準、高い水準の認定基準を定めております。この認定基準では、営業施設自らが、清掃・消毒などの衛生管理の手順書に従って点検して、それを記録しているか、そういった点を適宜判断して、認

定を行っているところでございます。

以上です。

部会長

ありがとうございました。それでは、事前に委員の皆様からいただいたご質問やご意見に関すること、またそれ以外でも結構ですので、ご質問等あれば発言をお願いいたします。

委員

衛生害虫の駆除に関する質問は私の質問なのですが、なぜ質問させていただいたかといえますと、私は鶴崎地区に住んでいまして、すごく蚊が多いです。昨年、自治会長が排水溝に入れてくださいと薬剤を配っていただいたのですが、今年はそれがありませんでした。昨年と比べて今年は蚊がすごく多かったので、昨年の薬剤の配布での効果はすごく発揮できていたと思います。今後、自治会長さんを通してでもけっこうですので、希望する家庭に配付していただくと大変助かります。

部会長

事務局はただいまの意見に対しまして回答をお願いします。

事務局

お世話になっております。

蚊の駆除につきましては、今、環境対策課において防除事業という形で行っております。市域の中で蚊の多い百二、三十の箇所につきましては、職員が定期的に見回りをいたしまして、先ほど委員さんがおっしゃられたように薬剤の散布をさせていただいております。また、地域的な取り組みといたしましては、市域内の方で保健衛生組合という団体がございまして、環境対策課が事務局をしているのですが、地域のそういった実情につきましては、自治委員さん方、また地元の方々がよくご存じということで、蚊が多く発生した地域につきましては、その組合を通して薬剤を散布いたしまして、蚊の発生を抑制させる取組を行っております。

また、今後やはり蚊の発生が多いということがございましたら、環境対策課にご連絡いただきたいと思います。そうすれば、市職員が直ちに現場に出向いていきまして、薬剤を散布する際には、固形がいいのかとか、また乳剤がいいのか、液体がいいのかとか、そういった判断をいたしまして、適切に処理をさせていただきたいと思っております。

委員

蚊やハエの駆除というのは地域ですとか、家庭ですという意識が強かったりするので、市が対応してくれるということを知らない方が恐らく多いと思います。私たちも市から薬剤をもらったのは、昨年が初めてでしたから、市が蚊やハエの駆除の相談を受け付けている、ということを市民の皆さんにもう少し広報やPRをしていけたら、衛生害虫も減るのではと思います。薬剤が本当は必要ないところに配布されている場合もあると思いますので、そうではなく本当に必要な地域の方で知らない人がいることはよくないと思います。ですから、市報に少しでも書き加えるなどして本当に薬剤が必要な人が制度を知ることが大切だと思います。

事務局

そうですね。そのPRにつきましては、また今後積極的に努めていきたいと思っております。先ほどおっしゃられた不要なところ等につきましては、薬剤を配布する地域につき

ましては自治委員さん、組合員さんを通して、調べておりますので、そういうことがないと理解しているところでございます。

以上です。

部会長 ただいまのご意見ですが、啓発を盛り込んでどうかというご意見でよろしいでしょうか。そういうことですので、事務局はそれを盛り込むべきなのかどうか、ご検討いただきたいと思えます。

ほかに質問等があればお受けします。

委員 犬の登録頭数のグラフにおいて、23年度を境に増加の傾向にあるのですが、これは動向と課題のところでも触れているように、癒やし効果を目的として、世の中の動向・傾向としての理由なのか、それとも23年度から何か特段の原因等があるのかどちらですか。

部会長 ただいまのご質問に対してご回答お願いいたします。

事務局 ご質問の件ですが、23年から26年という期間内で増加傾向にありますが、それ以前の傾向を見ますと増減しております。保育頭数の中に要素がありまして、例えば、その年の新規登録頭数、大分市からの転出頭数、大分市への転入頭数、死亡頭数など色々な要素が絡みますことから、各要素を調べてみたのですが、これといった原因は特定できず、わかりませんという答えになります。

委員 ありがとうございます。

部会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問等ありませんか。

委員 小さいことで申し訳ないですが、犬の登録数が現行計画の数字と違うように見えるのですがどうなのですか。例えば、現行計画は平成20年度の登録数が2万2,452頭なのに対して、素案のグラフでは平成20年が2万1,500頭を切っているように見えるのですが、現行計画と違うのは何か意味があるのか、それとも単純に間違っているのですか。

事務局 今回の委員さんのご指摘ですが、5年前に大分市総合計画第2次基本計画のグラフが誤っておりました。申し訳ありません。素案の頭数が正しい数字になります。数値としては同じ数え方で、今後も変更は致しません。失礼しました。

委員 今のはどうでもいい質問なのですが、要するに犬の登録頭数が、この総合計画に掲載されている意味合いを教えてくださいたいのです。

事務局 犬に関しましては、狂犬病予防法を管轄する厚生労働省に対して毎年、登録頭数や注射頭数などの報告が義務付けられておりますのでそれらのデータがありますし、大分市におきましても、犬の飼養頭数や注射の頭数などは非常に大事データでありますことから、登

録頭数もそういった位置づけになっております。

委員 おそらく統計的に犬のことしかわからないから、載せているのだと思うのですが、わかると一番いい数字は、例えば野良犬の数や年間の引き取り件数だと思うのですが、わかりますか。

事務局 はい。その数字につきましては「福祉と保健」という福祉保健部が作成している冊子があるのですが、その中には、犬の収容頭数、捕獲頭数、処分頭数、譲渡頭数、返還頭数などが全部データとして掲載されております。

委員 傾向としては減ってきていますか。

事務局 犬については減少傾向です。殺処分頭数を見ますと、24年度は105頭、25年度は46頭、26年度は52頭となっています。殺処分頭数という部分から言うと、市の取組と併せまして、ボランティアさんたちの取組も非常に活発化しておりまして、なおかつ、元の飼い主さんにお返しする作業についても非常に地道に続けた結果、処分頭数としてはここ数年で半減しているという状況です。

事務局 まず犬の捕獲頭数につきましては、平成20年度に408頭だったものが、26年度は234頭と半分近くまで減っており、飼えなくなったなどの理由による引き取り頭数につきましても平成20年度に134頭であったものが、26年度は23頭と大きく減っております。また、先ほど説明しましたが、引き取った犬のうち、元の飼い主さんへの返還、新しい飼い主さんへの引き渡し頭数につきましては、20年度に186頭だったものが、26年度は205頭と増えております。

このように、入り口部分の捕獲数と引き取り数が大きく減っている一方で、返還・譲渡数が増えているということは、それだけ殺処分数を減らす方向に、要は返還・譲渡に力を入れていると、成果が出ているということでございます。

委員 例えば熊本市は殺処分0を目指しているじゃないですか。大分市でも目標にできませんか。難しければ、総合計画のこの章で扱うのが適切なのかはわかりませんが、命を大事にするということを入れていくのはいかがでしょうか。

もう一つは、先ほどのご質問にあったように、猫のことがかなり問題になっていると思います。犬については、今言われたように積極的に皆さん光を当てて、色々な形で取り組んでいると思うのですが、猫に関して言うと、市民の中にはやっぱりかわいそうだからと餌をあげて、子猫が増えるという問題もあります。また、今年の予算の中でも猫の避妊に関する予算が上がっていました。取り組んでいる面もありますが、猫に対しても、もう少しきちんと管理ができるような体制がほしいと思います。総合計画に入れるのが適切かはわかりませんが、ここに書いてある適正な飼養やマナーの向上を図っていきまっただけでは、ちょっと寂しいように思います。前回の章の中では外来種や、アライグマなど具体的

に名前を挙げて取り組むのであれば、猫に対しても何らかの考えをきちんと記載して、具体的に市民の皆さんが総合計画を見たときに、行政も積極的に猫に対して一緒にきちんと適正な管理をしてくれるんだというところを見せるような総合計画にするべきじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

部会長 事務局、回答をお願いいたします。

事務局 猫に関して言いますと、ふん尿被害の件数というのは、数年前約300件だったものが、平成26年度は700件を超えており、2倍以上に増加しております。こういったことなどに対応するため、平成26年8月に「大分市猫の適正飼養・管理ガイドライン」を作成して、同年9月には市報に掲載したほか、市内の全自治会に概要版をお配りして、ガイドラインの適用しております。一つ、飼い猫については、適正な飼養を、野良猫については、委員さんからお話がありました、地域猫という取組を開始しております。これは野良猫を個人で飼うのではなく、地域でグループを作って飼っていただく取組です。そこで避妊・去勢手術を行い、生まれてくる子猫を減らし、ひいては野良猫を減らしていく、そして、その避妊・去勢手術の費用に対して一部助成を行うという取組も昨年9月から実施しているところであります。

以上のように、猫には法の規制はないのですが、重要な事業として位置づけておりますので、猫について記載をすることは可能だと思います。

事務局 事前にいただいた意見と、今いただいた意見も含めまして、次回までに、30日と期間が短いので、具体的にどこまで盛り込めるかわかりませんが、素案に入れ込むような形で、もう一度提示したいと思います。

部会長 よろしくをお願いいたします。

委員 さっき言った殺処分の分は。指標、目標設定の。

事務局 確かに殺処分ゼロを目指すということを、大々的に出している自治体もございますし、それを実現されている自治体も確かにございます。ただ、これは私たち内部の者から見ると、ひずみがかなり大きかったりするものですから、ゼロを目指すということよりも、とにかく減らすといった方向で、今一生懸命努力をしているところです。目標指標として掲げると、それがひとり歩きしてしまい、ひずみがなおさら大きくなるのではないかと考えます。実際、先ほどボランティアさんと申し上げましたけども、ボランティアさんはもういっぱいいっぱいな状態で、現状でもかなり厳しいので、これをゼロというと、非常に大変なことになろうかと思います。

事務局 殺処분을減らす取組ですが、熊本市では、昨年度ゼロを達成したところでございます。この犬猫の殺処分数を減らしていくためには、先ほどご説明しましたように、返還と譲渡

に力を入れる必要があります、本市では着実に減ってきております。現在、市が捕獲した犬猫、それから引き取った犬猫については、市独自で施設を設けておらず、小野鶴にあります大分県所管の動物管理所を借用しております。この施設は約40年前に建設され、当時殺処分をすることを前提に建設された施設であり、狭くまた古くなっておりますので、そこで一定期間保管をして、管理をして、新しい飼い主の方に引き渡すという一連の流れには不十分な施設になっております。

そういったことがありますので、殺処分を減らし、ゼロにするという目標を掲げるためには、犬猫を保護するための施設をまず作らないことには、先に進まないということがございます。ただ、施設の建設というのは、これから計画していかなければならないと思えますので、拠点施設の建設計画に先が見えてきたときには、目標の設定も可能であると考えております。

委員 殺処分についての目標指標を掲げるのが難しいのであれば、とにかく動物の命を守っていくという姿勢をどこかに表わしていただきたいと思うのです。それが「市民と連携しながら、適正なマナー向上を図っていきます」というのでは、やはり市民にお願いしている表現ですよね。例えば今、小原課長が言われたようなことを含めて、行政として考えていくかどうかと思うんです。そういう姿勢を表さないと、多分10年間現状のままでいて、大分市はいつまでたっても殺処分をしている市なんだということになってしまいかねないので、命をしっかりと守っていくところを行政の姿勢として見せていくのも大事じゃないかなと思うので、1度検討していただけないでしょうか。

事務局 委員さんの意見も検討いたしまして、次回ご報告させていただきたいと思います。

部会長 よろしく申し上げます。他にご意見は。

委員 私事なのですが、6年前に保健所の譲渡会で、子犬を引き取らせていただきまして、現在も飼っております。保健所の方も譲渡会を定期的に行っておられまして、フェイスブックやインターネットのホームページなどで告知されているんですけど、なかなか一般の方まで、譲渡会をしているということが伝わっていないようで、市報等にも載っていると思うのですが、そういった譲渡会を行っていることを例えば動物病院に開催案内を置くなどして広く知らせることが必要ではないかと思えます。

部会長 では、事務局ですね、次回までにそういったことを盛り込めるかどうかのご検討をお願いしたいと思います。

事務局 はい。あわせてご検討いたします。

部会長 大変申し訳ありませんが時間がありませんので、この部分の議論はここで打ち切らせていただきたいと思います。

それでは、事務局からは何かないですか。よろしいですか。

事務局

はい。

部会長

それでは、次の「公害の未然防止と環境保全」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは、第2章、第3節「公害の未然防止と環境保全」について、素案の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

先日配付した「大分市総合計画（素案）」の122ページをご覧ください。

先ほどまでと同様に、動向と課題、基本方針、主な取り組み、目標設定の順に、現行の総合計画から変わった部分を中心に説明いたします。

まず、動向と課題です。

「本市は、新産業都市として重化学工業型の産業が立地しておりますが、近年の企業立地の傾向を踏まえ、近年では精密機器、電気機器等の組み立て産業が進出するなど、様々な産業が集積し発展を遂げてきました」と記載を追加しております。

また、大分地域公害防止計画が第8次、平成19年度から平成22年度で終了しておりますことから、この部分を「環境関連法令」に変更しております。

続きまして、次の行になりますけれども、近年問題となっている生活公害として、「近隣騒音」となっておりますが、これを「生活騒音」に変更しております。

そして、最後の行になりますけれども、水質、大気、騒音について、いずれもおおむね環境基準を達成している一方で、近年の新たな環境問題として市民等の関心の高い「微小粒子状物質PM2.5」を記載し、広域的な環境保全対策を今後の課題としております。

また、その下の図表の部分は、現在、主要な大気汚染物質の推移のグラフを記載しておりますが、現計画どおり、主要河川におけるBODの推移グラフも掲載する予定です。これについては、次回の検討委員会のときに掲載してご説明いたします。

公共用水域の水質については、大分県の水質測定計画に基づき、国土交通省、大分県とともに、14河川35地点、海域14地点で調査を行っております。グラフはPODを載せたいと考えております。

事務局

次に、基本方針の説明にまいります。

基本方針の変更はありません。市民、事業者、行政が一体となり、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

次に、主な取組にまいります。

まず、1番目の環境保全対策の推進に関する取組ですが、1番目の取組について、土壌汚染対策の2番目の取組を加えて、「大気や水、騒音、土壌等」の部分に、土壌を追加しております。この取組は、環境保全対策として広く一般的な生活環境における汚染状況を調査することから、「環境調査」を「一般環境調査」と変更しております。

続きまして、2番目と3番目の取組については、現行計画の取組を現状維持としております。

次の、4番目、5番目の取組は、新たに追加したものとなります。4番目の取組は、広域的な大気汚染物質である微小粒子状物質PM2.5と現行計画の第4節に記載しており

ます酸性雨を追加し、「広域的な公害に一体的に取り組むため、国境を越えるなど、広域的な原因が考えられる微小粒子状物質（PM2.5）や酸性雨等を監視するとともに、測定値等について、市民への情報提供の充実を図ります」としております。

続きまして、5番目の取組になります。生活騒音、近隣からの悪臭については、先ほど説明した動向と課題の中で言及しているように、都市・生活型公害が問題となっておりますことから、第2節より移動し、「生活に伴う騒音や悪臭等の防止については、市民意識を向上するため、普及啓発に努めます」としております。

次の、大気環境の保全、それから水環境の保全、騒音・振動対策、この三つの取組については、現計画の取組から変更ありません。

続きまして、土壌汚染対策の取組ですが、この取組には二つございましたが、1番目の取組については、現計画の取組から変わっておりません。2番目の取組については、環境保全対策の一番目の取組である一般環境調査の部分に入れましたので、削除しております。

次に、目標設定の説明になります。

まず、大気汚染物質に係る環境基準達成項目数については、現行計画の目標であります有害大気汚染物質の環境基準達成率の、この有害大気汚染物質の環境基準の項目、4項目に加えて、二酸化硫黄等の大気汚染に係る環境基準、新たに7項目を加えた11項目で評価することとしております。

また、現行計画の一般地域の騒音環境基準達成率については、基準を達成している、100%であることから、今回目標から削除し、かわりに公共用水域の環境基準（BOD、COD）達成率を目標として新たに設定しております。これは、公共用水域、河川10水域、海域9水域の代表的な環境基準項目（BOD、COD）の達成率を指標としております。

以上で素案の説明は終わります。

続きまして、委員の方から事前にいただいた質問について回答いたします。A4横の紙の3ページ目をお開きください。

大気環境の保全において、公害や悪臭対策等を企業間の連携や横のつながりを市が率先して促してみてもどうかということですが、工場や事業場から発生する大気汚染物質や悪臭物質については、大気汚染防止法や悪臭防止法等で、施設や工場ごとに規制基準が定められていますことから、市では企業ごとに指導を行っております。委員ご提案の企業間の連携や横のつながりの点では、防災面において、コンビナートの企業各社17社が石油コンビナート等特別防災区域協議会を設置し、総合防災訓練等を行っております。

次の質問にまいります。公共用水域の調査定点（箇所数、場所等）について説明をいただきたいとのことですが、先ほどBODのグラフのところの説明いたしました。公共用水域の水質については、14河川35地点、海域14地点で調査を行っております。

以上で説明を終了いたします。

部会長

ありがとうございました。

それでは、事前に委員の皆さんからいただきましたご意見、それからご質問、またそれ以外でも結構ですので、何か質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

委員 こちらは私の質問なのですが、どうして質問したかと申しますと、私は以前、モニターとして、悪臭がした場合にある企業に報告をしておりました。私が報告をすると、その企業は大気サンプルを採取して会社に持ち帰り、それを分析して、その分析結果を説明してくれていました。要は「原因はうちじゃありませんよ」ということだったんです。

私としてはその企業が原因でないのであれば、その企業からほかの工場に対してあなたの工場から悪臭が出ている可能性がありますよ、ということを知らせるようなことができないだろうかと思って提案させていただいたわけです。

部会長 事務局、ただいまの質問に対する回答をお願いします。

事務局 悪臭の関係につきましては、少し前になりますけれども、大分市内でガス臭がするという事例がございました。しかし、その事例で原因の特定はできませんでした。今、委員さんがおっしゃった企業間の連携については、現状難しいと思っております。発生源につきましても、私どもの課で調査をしておりますが、やはり風の強さであるとか風向きだとかありまして、難しい部分があります。また、「今においがする」と市民の方から通報をいただきますけれども、私どもが現地に行ったときには消えている場合がございます。その周辺の方々にも一応聞きまして、先ほど申しましたように、その時刻の風向きなどの要素を考慮して、どこからにおいが来ているのかということ进行调查するのですが、先ほど申しましたように、発生源を特定するまでは現状ではなかなか難しい状況でございます。

今後そういうにおい等がまたございましたら、環境対策課にご連絡いただきたいと思っております。また、先ほど説明させていただきましたが、できる限り特定をいたしまして、発生源となった工場事業者に対しまして指導等は行っていきたいと思っております。

以上でございます。

部会長 よろしいですか。

それでは、そのほかのご意見等あればお願いします。

委員 目標設定の大気汚染のところですが、11項目中、達成しているのが9項目になっていきます。現状、達成できてない2項目を教えてくださいませんか。

事務局 未達成の2項目は、光化学オキシダントとPM2.5です。その2つの物質につきましては、主な原因が、大陸からの越境汚染による部分があると認識しております。その点に関しましては、政府が中国、韓国、日本という3国の中で、原因の調査を行うとともに、またそういった物質につきましては、国内での発生も考えられるということで、今、環境省が、その物質は何かという調査をしております。また、その物質につきまして、今、原因が何かということがわかりませんので、原因がわかれば、また環境基準等々、設定するかどうかということ国が検討しているところでございます。

部会長 そのほか、何かご意見等、ご質問があれば。

委員	<p>動向と課題の最終行のPM2.5に触れている部分なのですが、ここに「広域的な環境保全対策」という表現がありますが、その後の主な取組の中に、国境、国レベルの取組が出てきているので、動向と課題の中に、国単位という意味での広域的なという表現を、具体的に入れたほうがいいんじゃないかなと思います。</p>
部会長	<p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局	<p>委員さんのただ今のご指摘につきましては、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
委員	<p>それともう1点なのですが、目標設定の環境基準達成の未達成の2項目について、目標設定で31年度では全11項目の達成ということで100%を目指すわけです。未達成の2項目の現状の数値と、目標が100%であるならば、その2項目についてある程度基準を達成する見込みがあるのか、その辺の状況を参考に伺いたいと思います。</p>
部会長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>光化学オキシダントにつきましては、今、環境基準が1時間値0.06ppm以下となっていて、その環境基準に基づいて本市では毎年調査し、年度で経年変化も追っております。今後も測定をしていきますが、光化学オキシダントにつきましては、一定の濃度を超え、その状態が継続すると思われる場合に、県が注意報や警報を発令するのですが、そういった事例は今のところ1件もございません。それからPM2.5につきましては、先ほども申しましたが主な原因が大陸からの越境という部分がございますので、今のところどういった形で基準を達成し、100%になるのかどうかという部分につきましては、国の動向を見ながら検討していきたいと思っているところでございます。</p>
事務局	<p>少し補足をさせていただきたいと思います。</p> <p>目標設定ですが、全11項目について現在9項目達成しており、残り2項目の達成を目指せばよいと受け取られがちなのですがそうではありません。環境基準に関しては、当然、工場事業者の経済活動を優先させれば、中国のように大気汚染がひどくなる可能性が当然あり、今達成できている項目が今後何もせずにそのまま達成できるという保証はありませんので、そういったものを監視しながら、工場事業者の経済活動をキープしていくということも含めて31年度には11項目すべての達成を目指すご理解いただけるといいと思います。お願いします。</p>
部会長	<p>ほかにご質問等あればお願いします。</p>
委員一同	<p>(なしの声)</p>

部会長

ご質問等がないようですので、その他について事務局、何かありますか。

事務局

それでは、本日、委員の皆様からいただきましたご意見の要点について報告させていただきます。

まず、快適な生活環境の確立の第2節「清潔で安全な生活環境の確立」につきましては、5点のご意見があったと認識しております。

1点目の「蚊やハエなどの害虫に対する対応を市が行うことをもっとアピールすることによって、本当に必要な地域に行き届くようにすべき」というご意見につきましては、貴重なご意見と受けとめまして、提言に入れるよう検討したいと考えております。

2点目の「目標設定の中に、犬の殺処分率を入れてはどうか」というご意見、また、「市としても取り組んでいるのであれば、猫についても具体的に総合計画に標記するべきではないか」というご意見、4点目の「殺処分について、具体的に目標に入れるのが厳しいのであれば、計画に命を守る姿勢というのを何かしら入れてみればどうか」という意見の3点につきましては、検討いたしまして、素案に盛り込むのかまたは提言に盛り込むのか、その辺りも含めて次回まで検討したいと考えております。

5点目の「犬の譲渡会等を行っているが、正直市のPRが少し足りないので、この啓発等を強化すべき」というご意見につきましては、貴重なご意見と受けとめまして、提言に盛り込むことを検討いたします。

続きまして、第3節「公害の未然防止と環境保全」につきましては、2点ご意見があったと受けとめております。

1点目の「悪臭等したときの企業間の横のつながりを強化し、調査する体制は作れないか」とう視点の意見につきましては、提言に盛り込むかどうか検討したいと考えております。

2点目の「動向と課題の中の最終行、PM2.5の部分については、国の動向等も鑑みて文章をつくるべきではないか」というご意見につきましては、また次回までに、書き方を含め検討し、ご報告させていただきたいと思っております。

それから本日、時間が短い関係で、特に最初の「清潔で安全な生活環境の確立」について、もう少しご意見等言い足りなかったことなどございましたら、またこちら事務局に言っていただきましたら、別途、また部会でご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そして、今後の日程についてですが、お配りしております資料の「今後の環境部会日程について（案）」をご参照ください。次第等の3枚目にあると思っておりますが、本日、第3回への出席、ありがとうございます。期間が短いのですが、次回が今週の金曜日、10月30日になりまして、本日と同じこちら大会議室で9時半から開催したいと考えております。内容につきましては、最後の「地球環境問題への取組」になりますが、また事前の質問等ございましたら、期間は短いのですが、ぜひご意見をいただければと思っております。

それから最後に、環境の全体に関する皆様のご意見や、それ以外に、例えば行政の責任や事業所の責任、また市民の責任、またその3者の今後の連携のあり方等、本当にこれは自由なご意見をいただきまして、またそれを踏まえて、提言書に適宜盛り込みたいと考えております。皆様の意見をできるだけ多く取り込みたいと考えておりますので、よろしけ

れば10月30日金曜日までに、環境のあるべき姿を各委員さんで考えをまとめていただきまして、当日、お一人お一人からご意見をいただければと考えております。

そして、11月10日、今までの総括という形で、火曜日9時半から、またこちらの大会議室で、皆様の意見を最終確認した上で、可能であれば、事務局と部会長さんとでご相談しながら、提言のたたき台に近いものをご提示できればと考えております。

第5回でいただいたご質問等を、ご意見を含めまして、11月の下旬になるのですが、環境部会としての中間提言を、ほぼ最終の形でご報告し決定していきたいと、そういった段取りを考えております。

第6回の11月下旬につきましては、もう一度日程調整をさせていただきますまして、10月30日には、ある程度日程を確定して、ご相談できればと思います。

日程については以上でございます。

部会長 ただいま事務局の説明につきまして、ご質問等あれば、日程等ですね、ご質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。

委員一同 (なしの声)

部会長 今日は時間が制限されておりまして、消化不良のようになってしまいましたけど、事務局に、質問や意見を提出していただければ、次回の部会の中でそういったところも検討できると思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに何かちょっとしたご質問等あれば承りますが、よろしいでしょうか。

委員一同 (なしの声)

部会長 それでは、以上をもちまして終了させていただきます。

事務局 本日はお忙しい中、ありがとうございました。

次回は、3日後の10月30日の金曜日、9時半からとなりますので、よろしくお願いします。

本日は、誠にありがとうございました。

(10:20終了)